



～「ていあんくん」から～

ご意見 公営住宅に居住する生活保護受給者の実態把握について（生活保護不正受給の可能性指摘）（7月提案・無記名）

回答 生活保護の不正受給に関しましては、いただいた情報をケースワーカーに提供をしながら対応して参ります。（安平町には調査権や決定権がございません。）また、公営住宅の居住実態把握につきましても、把握でき次第、直接入居者に事実確認を行うなど対応して参りますので、詳しい情報を下記までお寄せください。

なお、「生活保護制度」および「公営住宅制度」につきましては下記をご覧ください。

【お問い合わせ先】

生活保護について：健康福祉課 福祉グループ
（☎25 4556）

公営住宅について：施設課 施設グループ
（☎22 2516）

ご意見 町内を町外店舗のものと思われる移動販売車が走っているが、町内店舗が団結して販売車を作るなどの例も参考とするなど、町として町内商店街の活性化を考えてみてはどうか。（7月提案・町内在住の方）

回答 安平町では、宅地販売や賃貸住宅建設の助成などによる人口減少抑制、プレミアム商品券による地元商店街利活用の推進、デマンド交通による利便性の促進などの取り組みを行って参りました。いただいたご意見を商工会と共有し、町内商店街の発展に向け取り組んで参ります。

【お問い合わせ先】まちづくり推進課（☎22 2514）

ご意見 ロビーコンサートに札幌のアマチュア楽団を呼んでほしい（6月提案・無記名）

回答 貴重なご意見ありがとうございました。参考とさせていただきます。

【お問い合わせ先】

教育委員会 社会教育グループ（☎25 2083）

ご意見 プールのBGMについて、現状のBGMではストレスを感じるので、スポーツ施設にふさわしい曲にしてほしい。（7月提案・無記名）

回答 現状のBGMにストレスを感じられているとのことで、BGMのジャンルを検討するにあたり、ご利用者の様々な趣向などを考慮した結果、今後、FMラジオ放送を流すこととさせていただきます。

【お問い合わせ先】

教育委員会 社会教育グループ（☎25 2083）

ご意見 町でバスを運行してほしい。（7月提案・無記名）

回答 町では、従来運行していた町直営のバス（循環バス・巡回バス）に代えて、本年4月から民間バス会社が運行する循環線及び安平町商工会が運営する「デマンドバス」に運行形態を切り替えたところであり、再度町がバスを運行することは現時点では困難と考えておりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

お困りの部分について個別にご相談に対応させていただきますと考えております。ぜひ下記担当まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】企画財政課企画グループ

（☎22 2751）

■生活保護制度について
生活保護について「不正受給」に関するご意見をいただくことがありますので、生活保護制度に関する安平町の役割についてご説明します。
生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。
安平町では、この制度の申

請・相談を健康福祉課の窓口で行っていますが、調査決定は北海道（胆振総合振興局福祉事務所）が行っております。不正受給など疑われるような事案がある場合の対応も、北海道のケースワーカーが実態調査を行い、ケースによっては生活保護費の返還等を含め対処しています。
本制度では、安平町に調査権や決定権がないことから、不正受給の疑いなどの状況が見受けられる場合は、ケースワーカーに情報提供をしながら対応して参ります。

【お問い合わせ先】北海道胆振振興局保健環境部保健福祉室 社会福祉課 保護第二係
☎ 0143・24・9838
■公営住宅について
公営住宅については、安平町公営住宅条例により「引き続き15日以上使用しないとき」は、町へ届出が必要とされています。無届けで居住実態がないなどの実態を把握した場合は、当該入居者から事実確認を行い、指導などの対応を行います。

無記名・匿名による、ご意見などに対する町の回答や考え方は広報あびらで紹介していますので、回答の内容がご意見の主旨にそぐわない場合は、担当までお問い合わせください。
■ていあんくんに関するお問い合わせは、総務課情報グループ（☎25 11）まで